# 資料3

練馬区行政評価委員会の設置に関する要綱

平成 1 6 年 3 月 1 0 日 練企企発第 2 4 3 号

(設置)

第1条 練馬区(以下「区」という。)が行う行政活動に対する評価について、区民等による第三者の視点を確保し、評価の客観性、信頼性および透明性を高めるとともに、施策や事務事業等にかかる改革・改善ならびに評価制度の発展および定着を促進し、区民の視点に立った成果重視の効率的で質の高い行政活動の実施および透明性の高い開かれた区政の推進を図るため、練馬区行政評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(役割)

- 第2条 区長の諮問に応じ、委員会は、つぎに掲げる事項について評価および検討し、そ の結果を区長に提言する。
  - (1) 区の施策に対する評価結果
  - (2) 区の施策の体系および評価指標
  - (3) 区の行政評価制度のあり方
  - (4) 前3号に掲げるもののほか区長が必要と認めた事項

(組織)

- 第3条 委員会は、つぎに掲げる者の内から、区長が委嘱する委員13人以内で構成する。
  - (1) 行政評価に関する豊かな経験と優れた識見を有する者 4人以内
  - (2) 企業実務または評価実務に経験を有する区民 4人以内
  - (3) 一般公募による区民 5人以内
- 2 一般公募にかかる委員の選考基準は、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針(平成13年2月27日練企企発第245号)に基づき、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任した年度の末日までとする。

(謝礼金)

第5条 委員に謝礼金を支払う。謝礼金の額については別に定める。

(委員長および副委員長)

- 第6条 委員会に委員長をおき、区長の指名によってこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を主宰し、委員会を代表する。
- 3 委員会に副委員長をおき、第3条第1項第1号に定める学識経験者の中から委員長の 指名によりこれを定める。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

- 第7条 会議は、委員長が主宰する。
- 2 会議は、原則として公開とする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針の定めるところにより、非公開とすることができる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、その他の会議を開くことができる。

# (専門部会)

- 第8条 施策の評価および検討を専門的に行うため、専門部会をおく。
- 2 専門部会は、委員長の指名した委員により構成する。
- 3 専門部会に部会長をおき、委員長がこれを指名する。
- 4 部会長は、専門部会を主宰し、経過または結果を委員会に報告する。
- 5 部会は、評価および検討の中立性等を確保するため、原則として非公開とする。

### (意見聴取)

第9条 委員長または部会長が必要と認めるときは、区職員の出席および説明を求め、そ の意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画部経営改革担当課および企画課において処理する。

#### (委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、企画部長が別に定める。

# 付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。